

裏面をご覧ください

申請にあたっての確認事項（太枠の中は必ずチェックしてください）

1. 次の①・②両方に該当する場合、自己負担金免除申請の対象となります。

① 年齢と加入保険証の種類 次のいずれかの方

☐	20 歳～69 歳の社会保険加入者（65～69 歳で介護保険料所得段階 1～4 の通知書をお持ちの方は申請不要）
☐	30 歳～39 歳の国民健康保険加入者（子宮頸がん検診のみの場合申請不要）

② 世帯の状況 次の両方に該当する方

☐	市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）
☐	住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯ではない

※世帯の中に市民健診を受ける方が複数人いる場合は、それぞれ申請してください。

2. 次の③・④に該当する場合、自己負担金免除申請は必要ありません。

③ ☐ 70 歳以上の方（生年月日が昭和 31 年 3 月 31 日以前の方）**全員無料** です。確認書類は不要です。

④ 69 歳以下で次のいずれかに該当する方は **自己負担金は無料** になります。

必要な確認書類は各健診（検診）の受診券で確認してください。

- ☐ 一定の障害のため 65 歳～69 歳で後期高齢医療制度加入者
- ☐ 仙台市国民健康保険加入者（子宮頸がん検診 20 歳以上、その他の健診 40 歳以上 資格証明書は除く）
- ☐ 生活保護世帯の方
- ☐ 中国残留邦人等に対する支援給付世帯

3. 市民税課税状況の確認について

- ・市民税課税状況については、申請日が 4 月～6 月の場合は申請前年度の市民税課税状況、申請日が 7 月～3 月の場合は申請当年度の市民税課税状況を確認します。

4. 添付書類が必要な場合

- ・郵送申請の場合は本人確認書類の写しを添付してください。
- ・同一世帯に下記（ア）・（イ）に該当する方がいる場合は、証明書類を申請書に添付してください。

該当する方	必要な範囲	添付書類
（ア）市民税の申告を行っていない方（未申告の方）※1	未申告の方全員分	非課税証明書 （税担当課での申告が必要です）
（イ）市民税の賦課期日（※2）に、 仙台市以外にお住まいだった方	仙台市以外にお住まいだった当該年度末 18 歳以上の方全員分	市（町村）民税非課税証明書 （賦課期日にお住まいだった市町村で発行される最新年度のもの）

※1 市民税の扶養に入っている方は、添付資料は不要です。

※2 市民税の賦課期日：4 月 1 日～6 月 30 日の申請：令和 6 年 1 月 1 日 7 月 1 日～3 月 31 日の申請：令和 7 年 1 月 1 日

5. 通知書について

- ・課税状況を確認後、10 日程度で郵送します。また、免除対象外の場合も非該当のお知らせを郵送します。
- ・自己負担金免除の対象者の方は、医療機関または健診団体の窓口で通知書を提示することで、無料で市民健診を受診することができます。（自己負担金免除非該当のお知らせが届いた方は、無料にはなりません。）
- ・通知書を紛失された場合は、再申請が必要となります。再申請された場合、申請日より市民税課税状況が変わる場合があります。

問い合わせ先	青葉区保健福祉センター家庭健康課	〒980-8701 青葉区上杉一丁目 5-1	(代)022-225-7211
	青葉区宮城総合支所保健福祉課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂 5	(代)022-392-2111
	宮城野区保健福祉センター家庭健康課	〒983-8601 宮城野区五輪二丁目 12-35	(代)022-291-2111
	若林区保健福祉センター家庭健康課	〒984-8601 若林区保春院前丁 3-1	(代)022-282-1111
	太白区保健福祉センター家庭健康課	〒982-8601 太白区長町南三丁目 1-15	(代)022-247-1111
	太白区秋保総合支所保健福祉課	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原 45-1	(代)022-399-2111
	泉区保健福祉センター家庭健康課	〒981-3189 泉区泉中央二丁目 1-1	(代)022-372-3111